

令和4年度第2回防府市財産処分審議会会議録（要旨）																																	
1 開催日時	令和5年3月20日（月）午後3時から午後3時35分まで																																
2 場 所	防府市役所1号館3階 南北会議室																																
3 出席者	<p>【委員】宇多村委員（会長）、河村委員（副会長）、曾我委員、梅本委員、石丸委員、金澤委員、白井委員、石光委員、寺畑委員</p> <p>【事務局】能野総務部長、永松総務部次長、磯邊行政管理課長、則常課長補佐、種田課長補佐兼管財係長</p> <p>【諮問物件の担当課】澁谷道路課長、梶山道路用地管理室長</p>																																
4 傍聴者	1人																																
5 議 題	<p>1 開会</p> <p>2 会長・副会長の選出</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 議題</p> <p>（1）諮問第2号 市有地の処分について （物件6） 次の物件を随意契約で田中澄子へ譲渡する。 大字西浦字五六割3169番 外 地先</p> <table style="margin-left: 200px;"> <tr> <td>道 路</td> <td>69.13㎡</td> </tr> <tr> <td>水 路</td> <td>131.00㎡</td> </tr> <tr> <td>堤 塘</td> <td>37.37㎡</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>237.50㎡</u></td> </tr> </table> <p>（2）諮問第3号 市有地の処分について （物件7） 次の物件を随意契約で有限会社高橋材木店へ譲渡する。</p> <table style="margin-left: 200px;"> <tr> <td>① 大字植松字西村491番 外 地先</td> <td>水 路</td> <td>70.31㎡</td> </tr> <tr> <td>② 大字植松字塩屋原495番 地先</td> <td>道 路</td> <td>113.27㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td><u>183.58㎡</u></td> </tr> </table> <p>（物件8） 次の物件を随意契約で石田兵衛株式会社へ譲渡する。</p> <table style="margin-left: 200px;"> <tr> <td>① 大字江泊字三舛10649番1 外 地先</td> <td>堤 塘</td> <td>389.47㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水 路</td> <td>50.01㎡</td> </tr> <tr> <td>② 大字江泊字広村屋2545番2 外 地先</td> <td>道 路</td> <td>259.19㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水 路</td> <td>130.11㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td><u>828.78㎡</u></td> </tr> </table> <p>（3）審議会への諮問を省略した土地の売払いについて（報告）</p> <p>5 その他</p>	道 路	69.13㎡	水 路	131.00㎡	堤 塘	37.37㎡	合 計	<u>237.50㎡</u>	① 大字植松字西村491番 外 地先	水 路	70.31㎡	② 大字植松字塩屋原495番 地先	道 路	113.27㎡		合 計	<u>183.58㎡</u>	① 大字江泊字三舛10649番1 外 地先	堤 塘	389.47㎡		水 路	50.01㎡	② 大字江泊字広村屋2545番2 外 地先	道 路	259.19㎡		水 路	130.11㎡		合 計	<u>828.78㎡</u>
道 路	69.13㎡																																
水 路	131.00㎡																																
堤 塘	37.37㎡																																
合 計	<u>237.50㎡</u>																																
① 大字植松字西村491番 外 地先	水 路	70.31㎡																															
② 大字植松字塩屋原495番 地先	道 路	113.27㎡																															
	合 計	<u>183.58㎡</u>																															
① 大字江泊字三舛10649番1 外 地先	堤 塘	389.47㎡																															
	水 路	50.01㎡																															
② 大字江泊字広村屋2545番2 外 地先	道 路	259.19㎡																															
	水 路	130.11㎡																															
	合 計	<u>828.78㎡</u>																															
6 概 要	<p>1 開会</p> <p>2 会長、副会長の選出</p> <p>防府市財産処分審議会条例第4条第1項により委員の互選となるが、会長に宇多村史朗委員、副会長に河村孝委員を推薦したいとの発言があり、他に異議なく両名を選出した。</p>																																

3 市長挨拶

第5次防府市総合計画の中で市の保有財産の有効活用を掲げている。特に令和4年度は駅北公有地や富海の旧市有三世代住宅用地へ民間活力を導入し、約4億5千万円の売払収入を得た。それらを基金に積み立て、これからのまちづくりにいかしていきたいと考えている。市有財産の処分については、財産処分審議会で意見を聞くこととなっている。本日の諮問案件は、法定外公共物の売払い3件である。委員の皆様から忌憚のない意見を賜りたい。

4 議事

会議及び会議録の公開又は非公開について、本会議については、防府市審議会等の設置運営要綱の規定により「公開」、この会議の結果、諮問内容や意見等の概要は、市ホームページで公表することを決定した。ただし、議題(3)の「審議会への諮問を省略した土地の売払いについて」の報告については、個人情報等が含まれるため、会議も概要の公表も非公開とすることとした。

諮問第2号 市有地の処分について

【(物件6) 事務局からの説明】

物件6の場所は、西浦のマツダ株式会社防府工場から、直線で北側に約1.2キロメートルに位置し、付近は田畑が広がり、住宅も建ち並ぶ地域である。物件は、田と田との間にある、現在は公共機能がない法定外公共物で、このたび隣接する田の所有者から、田と物件を一体で耕作利用したいとの希望で払下申請があり、現地を調査した結果、今後も存置を継続する必要はないと判断したことから、用途廃止し、随意契約で譲渡しようとするものである。

物件は、道路、水路、堤塘で構成され、このたびの払下理由は、隣接する3169番、3170番、3171番の田と物件を一体で耕作したいというものである。水路は、従前は田の用水としての機能があったものと推測されるが、既に隣接する田と一体の形状であり、現況の確認、付近住民や水利組合からの聞き取りにおいて、通水機能はないことを確認している。

また、このたびの物件6の払下申請に係る用途廃止及び申請者への譲渡に当たっては、地元の自治会、水利組合を初め、当該法定外公共物の近隣の土地所有者からも広範囲で同意を得ている。

このような状況から、今後も物件6を公共物として存置しておく必要はないと判断したもので、長狭物で単独利用は難しい物件のため、払下申請者である隣接地所有者へ随意契約で売却しようとするものである。

【(物件6) 質疑等】

特になし。

【(物件6) 結論】

原案のとおり答申する。

諮問第3号 市有地の処分について

【(物件7) 事務局からの説明】

物件7の場所は、植松の跨線橋から、直線で西側に約350メートルに位置し、幹線道路沿いには、店舗、事業所、工場等が立ち並んでいるが、郊外のため、道路から少し奥に入ると田畑が広がる地域である。物件は、払下申請者の所有地間にある、現在は公共機能がない法定外公共物で、このたび自社所有地と物件を一体利用したいとの希望で払下申請があり、現地を調査した結果、今後も存置を継続する必要はないと判断したことから、用途廃止し、随意契約で譲渡しようとするものである。

物件は水路と道路で構成され、当該物件との一体利用地は、隣接する491番、493番と筆界未定地である494番、495番、496番2の自社所有地である。水路は、従前は付近の田の用水としての機能があったものと推測されるが、現在はコンクリートで完全に遮断され、水は南西方向にしか流れない状況であり、南西側には水路の形態が無いため、通水機能は無い状況である。道路部分も、既に大部分が隣接地と一体化し、機能がない状況である。

なお、一連の法定外公共物としては現状機能がない状況だが、10005番の土地に接する北西部分は、当該地の将来的な雨水排水場として必要になる可能性がある。このため、その部分に関しては、このたびの用途廃止及び払下げの範囲に含まないこととしている。

また、このたびの物件7の払下申請に係る用途廃止及び申請者への譲渡に当たっては、地元の自治会、水利組合を初め、物件に隣接する土地所有者からも同意を得ている。

このような状況から、今後も物件7を公共物として存置しておく必要はないと判断したもので、長狭物で単独利用は難しい物件のため、払下申請者である隣接地所有者へ随意契約で売却しようとするものである。

【(物件7) 質疑等】

特になし。

【(物件7) 結論】

原案のとおり答申する。

【(物件8) 事務局からの説明】

物件8の場所は、牟礼福祉センターから、直線で西側に約800メートルに位置し、付近には工場や事業所が立ち並び、住宅も点在する地域である。

当該物件は法定外公共物で、大きく分けて2箇所あり、譲渡範囲①と譲渡範囲②で示している。このたび自社の建物敷地として、一体利用したいとの希望で同一の者から払下申請があったため、物件としては1件で諮問したもので、①②ともに、現地を調査した結果、今後も公共物として、本市が所有を継続する必要はないと判断したことから、その用途を廃止し、随意契約で譲渡しようとするものである。

物件の譲渡範囲①の部分は、大部分が水路に隣接する堤塘である。譲渡範囲

	<p>②の部分は、現在は公共機能がない道路、水路となる。</p> <p>譲渡範囲①の部分は、水路の維持管理のために本市の河川港湾課が通行する可能性はあるものの、一般公衆の用に供するための公共物として、今後も本市が所有する必要はないと判断しているものである。なお、本市の事業に必要な場合の通行は、売払後も支障がないことを事前に確認している。物件の大部分と一体利用しようとする敷地の一部は以前から一体でアスファルト舗装され、車両の通行も可能な通路となっている。物件の現状は、このたびの払下申請者の会社敷地への進入路を兼ね、当該進入路の突き当りは、雑草や樹木が繁茂して行き止まりとなっていることから、一般の方が通り抜けることはできない状況である。</p> <p>譲渡範囲②の部分は、従前は道路、水路としての機能があったものと考えられるが、現地を調査した結果、既に法定外公共物の機能及び形態は無く、駐車場の一部となっていることが判明している。</p> <p>また、このたびの物件8の払下申請に係る用途廃止及び申請者への譲渡に当たっては、地元の自治会を初め、払い下げ範囲に隣接する全ての土地所有者から同意を得ている。</p> <p>このような状況から、今後も物件8を公共物として存置しておく必要はないと判断したもので、物件8は、①②ともに長狭物で単独利用は難しい物件のため、隣接地所有者へ随意契約で売却しようとするものである。なお、譲渡範囲①と一体でアスファルト舗装された部分の土地は、登記簿上、このたびの払下申請者とは別名義となっているが、既に現所有者と払下申請者は売買契約を締結していることを確認済みであり、近々登記名義人も変更になると聞いている。</p> <p>【(物件8) 質疑等】</p> <p>(質問) 確認だが、譲渡範囲①の堤塘と一体で形成されている通路の約半分の所有者は、現在は別会社となっているが、この部分が石田兵衛株式会社に売却されて、一元化して利用されるという理解で良いか。</p> <p>(回答) そのとおりである。</p> <p>【(物件8) 結論】</p> <p>原案のとおり答申する。</p> <p>【審議会への諮問を省略した土地の売払いについて (報告)】 → 非公開</p>
5	<p>その他</p> <p>事務局から、過去の審議会において答申を受けた土地の売払いについて、状況報告を行った。</p>